# 復興基金事業における方針(案)

令和5年3月

沖縄県





令和の復元製作にあたって、主なポイントは以下のとおりである。

※赤字が変更箇所

#### 1. 首里城復興基金(寄附金)を活用した事業

- 今回の復元製作は、首里城復興基金を活用して実施する。
- 県内外の人々の想いを実現(カタチに)する事業であるため、わかりやすい説明資料を作成するとと もに、県ホームページ等での定期的な情報公開などを行い、製作の進捗状況を発信する。

### 2. 国及び沖縄県の連携による製作体制の構築

- 正殿等の復元工事は国が担当し、彫刻等の復元製作は県が担当する。
- 復元製作にあたっては、国から提供された仕様のもと、詳細な造形や仕上げ等を検討しつつ、正殿等 の復元工事のスケジュールに間に合わせる必要がある。
- 首里城復元に係る製作物を円滑に製作できるよう、国との連携のもと、製作体制を構築する。

#### 3. 伝統技術の継承や復元技術に係る人材育成への寄与

- 「首里城復興基本計画」(令和3年3月29日/沖縄県)における「基本施策5:伝統技術の活用と継承」の実現に寄与する事業として、将来の製作技術者の育成の場とする。
- 上記の趣旨から、製作技術者として若手の参加を図り、可能な限り県内技術者を中心としたい。
- また、同趣旨より、一連の製作工程等の記録や関係資料の保存や活用の方策について検討を行う。

#### 4. 新たな知見等の反映

- 平成の復元事業以降、琉球・沖縄の歴史等については、新たな資料の発見など、研究の蓄積がある。また、製作技術に関しても、同じく技術や知見の深化がある。
- これら新たな知見等を反映し、可能な限り往時(=正殿等の復元年代)の姿を復元できるよう、創意 工夫を行う。

### 2. 製作・監修方針(案)



#### 製作・監修の基本事項

- ① 「古に学び 尊ぶ志」で、復元事業の経験を有する熟練技術者とその手わざの継承を目指す若手技術者とともに、監修者を含めた相互の信頼に基づく復元体制を構築する。
- ② 熟練技術者の精巧で素早い手わざと新技術の活用と連携による復元事業工程を遵守できる製作作業工程を設定する。
- ③ 監修者と各製作物の製作技術者との適期かつ効果的なコミュニケーションができる作業場や通信技術を確保する。
- ④ 全体復元工程の中で各製作工程を位置づけ、作業の流れや関連作業の理解を促す工程の作成と適宜の更新を行う。
- ⑤ 新たな知見等により、前回復元時の状況から変更が生じた場合はその変更事項を適切に記録する。 なお、前回復元時の製作過程にうまれた資料(下絵・原型等)は当時の記録として原則保存とし、 今回製作における変更事項は複製品等を用いて検討する。

#### 活用目的を意識した製作の記録作成と保管の検討

- ① 「技術継承」と「見せる復興」で活用できる記録方法や記録のタイミングについて検討を行う。
- ② 下絵・石膏原型等製作過程でうまれる資料について、活用方法を確認した上で、権利の所在や保管方法等の検討を行う。

#### 監修頻度の考え方

- ① 多数となる各製作作業場で、製作とその監修が効果的に行えるよう、委員会形式での開催は定期的な必要最小限とし、監修や詳細な検討を適宜行えるような会合と、開催方式を使い分ける。
- ② 必要に応じて、材料調達段階での品質や状態の確認等を行う。

## 3. 技術者選定にあたっての基本的な考え方



#### 製作体制の確保

- 今般の復元製作にあたり、製作体制の確保が急務であり、①材料調達、②現寸モデル(例:下絵・原型)の作製、③実製作などの工程で様々な関係者の参画が想定されるため、具体的な製作体制については、今後、各WGにて検討する。
- ●上述の②及び③を行う製作体制の確保として、製作技術者の選定にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

#### 製作技術者選定にあたっての基本的な考え方

首里城復興を契機とした県内の「伝統技術の継承」に寄与する観点から、若手の参加を図るとともに、可能な限り沖縄県にゆかりのある技術者を中心とした体制づくりを行い、今後のメンテナンスを見据えた技術継承・人材育成をめざす。

- 「文化財復元」の趣旨を理解し、WGの監修者の指導のもと、琉球王国時代の復元製作の経験がある熟練技術者と 組んで、数年かかる製作に携わることを承諾できる方
- 若手の製作技術者については、琉球王国に係る文化財復元製作事業の経験を有する方、文化財保存修復技術の修得者、文化財保存修復技術等を今後修得することを目指す方の中で、監修者又は製作技術者の推薦を受けれる方
- 現在実施中の類似事業(「琉球王国文化遺産集積再興事業(県立博物館・美術館)」、「首里城正殿扁額製作事業 (首里城復興課)」)等との連携を見据え、各工程に必要な人材の効果的な活用となるように選定
- 製作体制としての人員は限定されるため、県内在住の技術者・県内に拠点を置く団体の技術者を優先的に選定

- 第一回監修会議(R4.12.6)において、「製作体制の確保」について、以下が承認された。
  - ●具体的な製作体制は、各WGで検討すること
  - ●製作技術者選定にあたっての基本的な考え方

### 4. 技術者選定にあたっての基本的な考え方



- 監修者の監修を受けながら、下絵や石膏原型を含む製作を行うものとする。
- 実製作においては、首里城復元に携わった経験を有する熟練技術者(製作をメインで行う)の下に、 共に製作に携わりながら技術の習得を図る若手技術者を配置する。
- 分野(石彫刻、木彫刻、焼物、瓦類、染織)や各製作物などに応じて、人数やチーム数を検討する。

